

アメリカ産牛肉の輸入禁止継続を求める意見書

政府は昨年12月に、「不安な牛肉は食べたくない。全頭検査を行え」という国民の声を無視して、アメリカ産牛肉の輸入を再開しました。「BSE（牛海綿状脳症）発生で停止していたアメリカ産牛肉の輸入再開を決定し、小泉首相は、今年1月20日午後2時、施政方針演説で「科学的知見を踏まえ、アメリカ産牛肉の輸入を再開しました」と強弁した。

しかし、同日夕、輸入されたアメリカ産牛肉から、BSEの危険部位で、除去が義務づけられている脊柱が見つかり、アメリカ産牛肉の輸入が再び禁止された。

再開からわずか一ヶ月で起きた重大な違反は、アメリカのBSE対策のずさんさをあらためて浮き彫りにするとともに、国民の不安を無視して拙速に輸入を再開した日本政府の責任も厳しく問われるものである。

問題の牛肉は検査済み証明書がついていたが、これは、「対策は万全」と豪語してきたアメリカ政府の主張を根本から揺るがすものである。

また、日本政府の対応も、アメリカ政府の主張をうのみにし、実際の安全チェックは「アメリカまかせ」という実態であり既に輸入された牛肉の検査も抜き取り調査のみで、BSEで汚染された牛肉がすでに市場に出回っている可能性もある。

内閣府食品安全委員会のプリオン専門調査会は昨年12月の答申で、アメリカ産牛肉のBSEリスクを「科学的に評価することは困難」だが、危険部位の除去等の条件が守られれば「リスクは小さい」と判断している。

よって政府及び国会は、今回、その条件が崩れた以上、アメリカに全頭検査や危険部位の完全除去など日本と同等の安全対策を要求し、それが実施されるまでアメリカ産牛肉の輸入禁止を継続することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月16日

名取市議会議長 大友廣嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
農林水産大臣 殿
厚生労働大臣 殿